

鹿屋体育大学登録商標の使用に関する申合せ

平成21年10月1日
学 長 決 裁
改正 令和2年1月15日

- 1 この申合せは、鹿屋体育大学登録商標の管理及び使用に関する細則（以下「細則」という。）第9条に基づき次のとおり定める。
- 2 この申合せにおける用語の定義は細則第2条による。
- 3 細則第4条第4項ただし書きに定める学長が特に必要と認める場合とは、以下各号に掲げる場合をいう。
 - (1) 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）と関連のある下記の団体又は個人（以下「使用団体等」という。）において使用することにより、本学の広報活動等に寄与すると判断される場合。
 - ア 鹿屋体育大学厚生会
 - イ （特非）NIFS スポーツクラブ
 - ウ （公財）鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団
 - エ 鹿屋体育大学同窓会
 - オ その他学長が必要と認めたもの
 - (2) 本学に係る報道や情報発信又は大学紹介において、報道機関又はスポーツ団体等（以下「報道機関等」という。）が使用することにより、本学の広報活動等に寄与すると判断される場合。
- 4 前項の使用にあたっては、本学の名誉及び信用を傷つけてはならない。
- 5 使用団体等又は報道機関等が、細則及び申合せ施行日以降新たに本学登録商標を使用する場合は、別に定める申請書により、事前に申請しなければならない。
ただし、細則第4条第3項に定める契約書については省略することができる。
- 6 学長は、前項に係る申請があったときは、細則第4条第2項に準じて審査を行うものとし、その結果を申請者へ通知する。
- 7 細則第8条の定めに関わらず、この申合せに基づく本学登録商標の使用に係る事務

は、総務課が行う。

附 則

- 1 この申合せは平成21年10月1日より施行する
- 2 この申合せの施行日の前日までに製造・販売されているものは、細則及びこの申合せに定めるところにより手続がなされたものとみなす。

附 則 (令2. 1. 15)

- 1 この申合せは令和2年1月15日より施行する